

男女共同参画に関連する言葉 知っていますか？

■ エンパワーメント

経済・社会的地位の向上を目指して、個々が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくことです。

■ 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方で、男性・女性の役割を決めている例です。

■ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■ ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

■ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。



第4次

稲敷市

概要版

男女共同参画計画



男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

本市では、地域一丸となって男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野で積極的にまちづくりへ参画できるよう、基本的な指針として「第4次稲敷市男女共同参画計画」を策定します。

第4次稲敷市男女共同参画計画 概要版

発行・令和4年3月

編集・稲敷市 行政経営部 秘書政策課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1

TEL:029-892-2000(代)

ホームページ:<https://www.city.inashiki.lg.jp/>



計画策定の背景

人口減少や少子高齢化の進展、人と人との交流を含めたライフスタイルの多様化など、急速な変化に対応し、豊かで活力に満ちた持続可能な社会を築く必要があります。そのためには、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成や仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、そしてあらゆる場面における女性の参画と活躍を推進し、職場・家庭・地域などの様々な場面において、誰もが自分らしく生きていくことが重要です。

計画期間

国・県の男女共同参画基本計画及び第3次稲敷市男女共同参画計画の計画期間を勘案し、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【稲敷市】 第4次稲敷市男女共同参画計画		令和4年度～令和8年度				
【県】 茨城県男女共同参画基本計画(第4次)	令和3年度～令和7年度					
【国】 第5次男女共同参画基本計画	令和3年度～令和7年度					

男女共同参画分野 における将来像

誰もが 互いに尊重し

基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める市民の“意識づくり”

- 一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されることなく、個性と能力を發揮することができる心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。
- 市民一人ひとりが関心を持ち、自分自身の問題として捉え、その解決の必要性を認識することが重要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、子どもの頃からの教育、啓発活動を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の確立を図ります。

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる“社会づくり”

- 男女共同参画社会の実現には、誰もがいきいきと働き続けられる社会環境の整備が重要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の支援などにより、個性や能力を發揮した生き方が選択できる環境の整備に努めます。
- 女性のエンパワーメントの促進や女性が働きやすい環境づくりなどで、あらゆる分野における女性のさらなる参画と活躍を推進します。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる“生活環境づくり”

- 多様な性のあり方を認め合う環境づくりや、生涯にわたる一人ひとりに応じた健康づくりが重要です。
- 年齢、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。
- 暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。

支えあう 社会づくり

施策の方向

①子どものころからの男女共同参画教育の充実

- ①男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

重点
施策

②多様性に配慮した広報・啓発活動の推進

- ①意識啓発・情報提供の充実

③男性の家事・育児等への参加意識の啓発

- ①家庭・地域・職場等における慣行の見直し

①働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

- ①職場における両立支援の推進 ②子育て支援の充実

重点
施策

②働く場における女性の活躍を支える環境づくり

- ①雇用の場における均等な機会と待遇の確保 ②多様な働き方の支援 ③多方面における女性の活躍支援

③地域社会における男女共同参画の推進

- ①地域コミュニティにおける男女共同参画 ②防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

④政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①市政における女性の参画促進 ②事業所・団体等における女性の参画促進 ③女性の人材育成

①誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ①ジェンダー平等の推進 ②援助が必要な家庭等への支援

重点
施策

②人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康づくり

- ①男女の主体的な健康づくりの推進 ②妊娠・出産等に関する健康支援

③あらゆる暴力の根絶

- ①男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくり ②被害者に対する支援